

〇つるぎ町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

平成25年3月19日

告示第2号

つるぎ町貞光商店街空き家対策補助金交付要綱（平成17年告示第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、つるぎ町商工業振興条例（平成17年つるぎ町条例第148号）第3条第4号の規定に基づき、つるぎ町内において現状使用されていない又は今後使用されなくなることが見込まれる建物、敷地の活用を支援し、地域商工業の振興発展を図るため、新規出店者や空き店舗等の所有者又は事業承継により事業を引き継がせた者やその後継者に対し、予算の範囲内においてつるぎ町空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 つるぎ町内における次に掲げる建物、敷地のうち、引き続き一定期間使用されていないものをいう。
 - ア 事業用建物（店舗、事務所、事業用の倉庫、工場）
 - イ 住宅
 - ウ 駐車場
 - エ 建物が建築されていない土地
- (2) 新規出店者 新たに商業等を営もうとする者又は既に営んでいる者で、空き店舗等を活用し、町内に新たに新店又は移転する個人又は法人をいう。
- (3) 建物提供者 新規出店者が空き店舗等を活用しようとするとき、当該空き店舗等を賃貸借契約により貸出すこととなった貸主又は売買契約により売却することとなった所有者をいう。
- (4) 事業承継 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者の代表者が交代又は事業譲渡、株式譲渡により第三者に経営権が移転することをいう。
- (5) 後継者 補助金交付申請時から起算して過去1年以内に事業承継により事業を引き継いだ者をいう。ただし、個人である場合は前事業者の年齢を下回ることをいう。
- (6) 前事業者 事業承継前における中小企業者又は当該中小企業者の代表者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、町の商業環境の向上に資すると認められるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規

定する営業

- (2) 仮店舗、倉庫、駐車場の営業
- (3) その他町長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる新規出店者及び建物提供者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出店しようとする空き店舗等において、通常1日あたり4時間以上の営業を週4日以上行うこと。
- (2) 新規出店者がつるぎ町商工会に加入し、経営指導等を受けること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 出店しようとする空き店舗等を転貸して業務を行うものでないこと。
- (5) その他法令及びつるぎ町条例等に違反していないこと。

2 補助金の交付を受けることができる後継者及び前事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前事業者が町内に本社を有し、町内で5年以上事業を営んでいること。
- (2) 後継者がつるぎ町商工会に加入し、経営指導等を受けること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) その他法令及びつるぎ町条例等に違反していないこと。

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に要件を定め制限することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、新規出店者及び後継者が商業を営むために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 町内に主たる事業所を有する法人又は個人に改修工事等を発注すること。ただし、町長が特に相当と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる経費であって補助対象者が負担する額に2分の1を乗じて得た額とし、それぞれ50万円を交付限度額とする。ただし、次に掲げる額を新規出店者又は後継者の交付限度額へ加算する。

- (1) 建物提供者又は前事業者の補助金の額が交付限度額を下回るときは、その差額
- (2) 新規出店者が自己所有物件を活用する等建物提供者がいないときは、50万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の積算根拠がわかる資料
- (4) 改修前の空き店舗等又は事業承継を行った事業所の全体及び内部や敷地の写真
- (5) 市町村民税の納税証明書

2 補助金の交付を受けようとする新規出店者は、前項に規定する書類に加え、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 当該空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し

3 補助金の交付を受けようとする後継者は、第1項に規定する書類に加え、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業承継概要書（様式第4号）
- (2) 前事業者の創業年がわかる資料
- (3) 次に掲げるいずれかの書類

ア 個人事業者である場合は、個人事業の開業・廃業届出書の写し

イ 法人事業者である場合は、履歴事項全部証明書（代表者を変更したことがわかるもの）

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 前条の規定により通知を受けた者が、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに補助金変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助の対象となった改修等が完了したときは、実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (2) 改修等後の空き店舗等又は事業承継を行った事業所の全体及び内部や敷地の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、これを審査し、適当と認められた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請又は請求に虚偽があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 町長の付した条件に違反したとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月14日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

建造物整備費	床工事、天井工事、壁・間仕切壁・窓・出入口工事、その他当該空き店舗等の内装及び外装の改修工事に係る経費
設備整備費	電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、ガス設備工事、調理器具・機械装置等の購入・設置・取り換えに係る経費
備品購入費	机、椅子等の購入に係る経費 (ただし、PC、自動車等汎用性の高いものを除く)